

奈良教育大学特別支援教育研究センター運営委員会規則

平成19年3月2日  
制 定

改正 平成23年3月4日規則第13号

改正 平成24年2月22日規則第17号

改正 平成27年7月29日規則第39号

改正 平成29年7月21日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学特別支援教育研究センター規則(平成19年奈良教育大学規則第10号)第15条第2項の規定に基づき、奈良教育大学特別支援教育研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、奈良教育大学特別支援教育研究センター(以下「センター」という。)に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 運営の基本方針に関すること。
- 二 予算に関すること。
- 三 教育及び研究に関すること。
- 四 特別支援教育に関わる事業の推進に関すること。
- 五 その他運営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 特別支援教育研究センター長(以下「センター長」という。)
- 二 特別支援教育研究センター副センター長
- 三 センター担当教員(特別支援教育研究センター)
- 四 センターの教員(特任教員及び兼務教員)
- 五 次の各分野から互選された教員(センター担当教員を除く。)
  - ア 教育・文科系(学校教育、教職開発、国語教育、社会科教育及び英語教育の各講座) 1人
  - イ 理科・芸体系(数学教育、理科教育、技術教育、家庭科教育、音楽教育、美術教育及び保健体育の各講座) 1人
- 六 附属学校部運営委員会から推薦された者 1人
- 七 学長が指名する者 若干名

2 前項第五号から第七号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第五号から第七号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員会は必要に応じて、委員長の職務を補佐する者として、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、各課の協力を得て、企画連携課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年3月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行日から平成19年3月31日の間は、委員会に変わり、国立大学法人奈良教育大学特別支援教育研究センター(仮称)設置準備委員会が、この規則を準用してセンターの運営に係る審議を行うこととする。
- 3 国立大学法人奈良教育大学特別支援教育研究センター(仮称)設置準備委員会規則(平成18年規則第88号)は、平成19年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成23年規則第13号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則(平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年規則第17号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。